

岩手県東日本大震災津波復興委員会
第20回総合企画専門委員会

(開催日時) 平成29年11月15日(水) 14:00～
(開催場所) エスポワールいわて3階特別ホール

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 第3期復興実施計画の取組状況について
 - (2) 次期総合計画の策定について
 - (3) 現地調査報告
- 3 その他
- 4 閉 会

【出席委員】

齋藤 徳美氏 (岩手大学名誉教授)
谷藤 邦基氏 (株式会社イーアールアイ常勤監査役)
豊島 正幸氏 (岩手県立大学名誉教授)
平山 健一氏 (公益財団法人岩手県国際交流協会理事長)
広田 純一氏 (岩手大学農学部教授)
南 正昭氏 (岩手大学理工学部教授)
若林 治男氏 (宮城建設株式会社取締役副社長)

1 開 会

○酒井推進協働担当課長 ただいまから岩手県東日本大震災津波復興委員会第20回総合企画専門委員会を開催いたします。

初めに、委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。本日は委員9名中7名のご出席をいただいております。岩手県東日本大震災津波復興委員会専門委員会運営要領第4条2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、本委員会に先立ちまして佐々木復興局長からご挨拶申し上げます。

○佐々木復興局長 復興局長の佐々木でございます。委員の皆様方には、お忙しい中、本日もご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本年度は、県の第3期復興実施計画の初年度ということございまして、さらなる展開への連結期間として、多様な主体の参画、そして交流、連携により、復興事業の総仕上げを視野に、復興の先を見据えた地域振興にも取り組みながら、取組みを進めているところでございます。

復興に当たりましては、単に震災前、被災前に戻すのではなくて、ビルド・バック・ベターの方針のもと、よりよい三陸の復興を目指すということで取り組んでおりますので、

委員の皆様方におかれましても、引き続きご理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

この専門委員会ですが、例年ですと7月ぐらいにその年度の第1回の会議を開いておりますが、今年は第3期実施計画の策定の関係で3月にもお集まりいただいたということもございまして、また4月以降、第3期実施計画の取組状況、半年程度の状況についてご説明したいということ、それから県の復興計画につきましても今のところ30年度までとなっております、31年度以降の復興に関する計画をどうするかということに関して、県の内部でもいろいろ検討を進めてまいりまして、そのことについてもご説明申し上げ、いろいろご意見を賜りたいということで、この11月の開催となりました。

本日は、この半年ぐらいの進捗状況、それから次期の復興に関する計画について主要なテーマとして御説明させていただきます。

本日賜りました御意見につきましては、来週の月曜日に予定されております復興委員会にご報告申し上げますとともに、できるだけ県の施策に反映していきたいと考えておりますので、どうぞ忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

2 議 事

(1) 第3期復興実施計画の取組状況について

○酒井復興推進課推進協働担当課長 それでは、議事を進めてまいります。ここからの委員会の運営は、運営要領の規定により委員長が議長となることになっておりますので、齋藤委員長、よろしくお願いいたします。

○齋藤徳美委員長 今日の状況をご説明申し上げようと思いましたが、局長さんが全てきちっとおっしゃっていただきましたので、位置づけは委員の方々、皆さんよくご理解いただけたことと思います。議題のうち、大きな点は2つです。まず、第3期実施計画ですが、どこまで進んで、何が課題で遅れているものがあるか、またどうしたらいいかということ等についてご意見をいただきます。

それから、次期総合計画、この中に復興関係を引き継いでいくという形で、当初から私たち計画の作成に携わってまいりましたが、県の方でもいろいろそのやり方について御検討いただいておりますので、その考え方を御説明いただいて、委員の先生方から、広くご意見をいただきたいと。2つのテーマを主な議題として用意しています。

それでは、まず、(1)第3期復興実施計画の取組状況について、達成の状況、あるいは遅れているものについては何が原因なのか、あるいは今後それに対して、どのように取り組んでいくかということなども含めて事務局から説明をお願いします。

○熊谷復興推進課総括課長 復興推進課の熊谷でございます。私のほうから、資料1-1、A4のものと、ガントリークレーンの供用開始式の冊子ものものをお配りしております。

主な取組の進捗状況・いわて復興インデックスでございますけれども、第3期復興実施計画に掲載する施策事業の実施状況や代表的な統計データを取りまとめまして、定期的に公表しているものでございます。今年度から、ばらばらに公表していたものを1つの資料にしまして、四半期ごとに公表することとしております。今回の資料は、9月末現在で6

月から9月までの第3四半期の状況を中心に取りまとめています。本日は時間の関係もありますので、A4のほうの紙で概要を説明いたします。

初めに、1、まちづくり（面整備）事業についてです。こちらは、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業などのかさ上げ地や移転先の土地整備に係る事業ですが、事業対象地区数158のうち、着手の割合は156地区、パーセントで約99%、工事完成は114地区、72%となっております。今回新たに大槌町安渡、大船渡市中赤崎、越喜来の3地区が完了しています。大船渡市におきましては、防災集団移転促進事業、23地区の全ての整備が完了しているといったところでございます。

次に、災害公営住宅の整備状況でございますが、建設を予定しています計5,569戸のうち、着工済戸数は5,359戸、進捗率で96%です。完成戸数は4,928戸、進捗率で88%となっております。今回新たに大槌町浪板、釜石市片岸など、計9地区の工事が完成しています。

また、内陸避難者向けの災害公営住宅の整備、盛岡市を初めとした内陸部の整備ですが、新たに303戸の災害公営住宅の整備を予定しています。

次に、裏面を御覧下さい。応急仮設住宅等の入居状況につきましては、戸数で4,319戸、人数でいいますと9,181人となっております。6月末から比べますと、戸数で681戸減、人数で1,490人の減となっており、特に仮設入居者の入居者数は1万人を下回る水準まで減少してきています。

冊子のほうですが、説明は省略させていただきますが、その内容としては、3つの原則ごとの取組状況、事業の進捗状況、巻末にはいわて復興インデックスのデータとして人口、経済、保健・福祉・医療など、各分野のデータ指標を掲載しております。

説明は以上でございます。

○和村まちづくり再生課総括課長 復興局まちづくり再生課の和村と申します。社会資本の復旧・復興ロードマップについてご説明いたします。

お手元に資料1-2としまして、A4判のロードマップの概要版と、A3判のロードマップ本編をお配りしております。本日は、A4判の資料にて概要をご説明させていただきます。

初めに、委員の皆様事前に配りました資料に一部間違いがございました。お手元でございます本日配付した資料が正しいものです。資料概要版の3ページを御覧ください。5、延伸理由について、表にございます延伸箇所数、こちらの県施工分につきましては、今日の資料は上から23カ所、17カ所、右の計の欄が28カ所、21カ所となっておりますが、事前にお配りした資料はこちらのほうで、上から22カ所、18カ所、右の計の欄が27カ所、22カ所となっております。申し訳ございませんでした。

それでは、1ページをお開きいただきまして、説明に入りたいと思います。このロードマップは、被災された方の今後の生活設計、再建等に資するよう、防潮堤や道路などの身近な社会資本の整備に関する情報を定期的に提供しており、今回で17回目の更新となります。今回は、本年9月末時点の状況について取りまとめたものとなっております。

まず、1ページ目の1、ロードマップの掲載分野ですが、県民生活に身近な社会資本である海岸保全施設や復興まちづくり等の主要8分野について、市町村、事業箇所ごとに掲載しております。

次に、2、全体箇所数、着工済・完成箇所数ですが、全体の箇所数は平成28年度末から

4カ所減って775カ所となっております。これは、災害公営住宅において住民意向調査を反映した結果、事業箇所が減ったことによるものです。着工済み箇所は、前回から19カ所ふえて742カ所となり、全体の96%が着工済みとなっております。また、完成箇所は27カ所ふえて521カ所となり、全体のおおむね3分の2の67%が完成となっております。

参考までに、これまでの推移や分野別、整備主体別の箇所数について、1ページから2ページにかけて掲載しております。

次に、2ページの下の方、3、完成箇所一覧ですが、ことし4月から9月末までの6カ月間に完成した災害公営住宅や復興まちづくり分野を中心に県事業が10カ所、市町村事業17カ所の計27カ所が完成しております。

次に、3ページを御覧ください。4、完成時期が延伸した箇所についてですが、今回国事業1カ所、県事業50カ所、市町村事業19カ所の計70カ所が延伸となっております。分野別では、海岸保全施設及び復興まちづくり分野が多くなっております。これによりまして、第3期復興実施計画最終年の30年度までに終わる事業は、直轄事業を除く738事業中、670事業の90.7%になります。残りの68事業につきましても、国の復興創生期間の平成32年度までに全て終わる計画となっております。

これらの延伸理由につきましては、下の5、延伸理由についてにまとめております。主な延伸要因としまして、地質等の施工条件の変化に伴う工法の見直し及び追加工事が必要となったもの、工事区間の一部において、用地取得または補償物件の移転に伴う地権者との協議、手続に時間を要しているもの、工事区間内における他事業または関係者との調整に時間を要しているもの、これら3つが延伸理由の大部分を占めております。

次に、4ページを御覧ください。6、災害公営住宅についてですが、(1)、全体戸数は、内陸部に整備する災害公営住宅の場所が確定して、全体戸数は5,872戸となっております。

次に、(2)、着工済み箇所数・戸数ですが、箇所、戸数とも全体の約9割が着工済みとなっております。

また、(3)、完成箇所数・戸数ですが、箇所、戸数とも全体の約80%が完成しております。

なお、陸前高田市において脇の沢団地が完成したことで、市内で計画した災害公営住宅11カ所、895戸が全て完成いたしました。詳細につきましては、お配りしておりますA3判の本編をごらんください。

以上で説明を終わります。

○齋藤徳美委員長 3期の途中ですので、まだまだ100%とっていないのは当然、その他事情があって進捗状況が若干遅れ気味というものもあるようですが、土地区画整理事業の所のパーセンテージが何か少ないようだったのですが、これは何が原因だったのかおわかりでしょうか。

○和村まちづくり再生課総括課長 インデックスの15ページでございますけれども、まちづくり(面整備)事業の実施状況につきまして、土地区画整理事業の完了がやや少なく、地区数が21%、区画数が54.1%に比べまして、防災集団移転促進事業が8割程度ということです。これにつきましては、防災集団移転促進事業につきましては、1団地当たりの面積が平均で約2ヘクタールの構成で、小規模のものが多く、比較的早く造成を行うことができます。一方、土地区画整理事業につきましては、1区画当たり約35ヘクタール

と大規模なものが多くて、用地につきましても土地区画整理法に基づきました換地処分で行っておりますので、土地所有者全員からの合意を得るのに時間を要してございます。それに伴いまして、着工するまでに時間がかかっております。そのような状況でございますけれども、区画整理事業につきましても、平成30年度末までには95%の完成を見込んでおります。また、32年度までには全て終わりとなっております。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の方々からご質問、ご意見いただきたいと思っておりますので、谷藤委員、トップでお願いいたします。

○谷藤邦基委員 ちょっと資料について細かいところで恐縮なのですが、2点ほど。

1つは、この進捗状況とインデックスの合冊になってございます13ページのところで、県産食品の放射性物質濃度検査状況が載っているのですが、これは27年度、28年度の検査実績値が大体2万5,000件前後ということで、同じぐらいなのですが、29年度に半分以下に減っているという状況になって、この辺の要因は何なのかなというあたりをちょっとご説明いただきたいというのが1つ目です。

○高橋総務部副部長兼総務室長 29年度分ですので、実績がまだ半分しか計上されていないのではないかと思います。

○谷藤邦基委員 確かにそうですね。次に、14ページなのですが、まちづくり（面整備）事業の実施状況というところで、2つ目の矢印のところで、区画ベースで予定している7,476区画全てで云々という記載があるのですが、下の表だと7,809区画というのが3月末ということになっているのですが、これも9月末と3月末の差ということなのですか。

○齋藤徳美委員長 14ページですね。

○谷藤邦基委員 14ページの下の方のところですね。上の説明だと7,476区画という数字が出てきているのですが、下の表だと7,809区画ということで。ただ、これも3月末と9月末の基準点の違いとかということなのかなとも思うのですが、その辺がちょっとよくわからない。

○和村まちづくり再生課総括課長 すみません。7,476というのが今現在の正確な目標数値になってございます。下のほうの7,809は、古い数字をそのまま使っていた可能性があります。前回のロードマップの数字をそのまま使った可能性があります。

○谷藤邦基委員 例えば9月末で7,476になっているというような理解でよろしいですか。

○酒井復興推進課推進協働担当課長 インデックスのほうで補足いたします。

こちら14ページのほうに書いてございますのは、復興インデックスということで年度単位でまとめた数字である29年3月末の数字を記載させていただいておりますが、次の15ページのほうのまちづくり（面整備）事業の実施状況ということで、今回の第3・四半期を取りまとめた結果を数字として記載しておりますが、こちらの合計数をごらんいただきますと、先ほどご指摘がありました区画数7,476ということで数字を記載させていただいております。

○谷藤邦基委員 下に9月30日現在とあるので、いずれ9月末の数字として7,476になっていると。

○酒井復興推進課推進協働担当課長 さようでございます。

○谷藤邦基委員 了解しました。

あと1点、50ページのところに人口総数のデータが出ていて、人口が減っているというのは共通の課題認識として皆さんあると思うのですが、男性と女性の減り方に相当違いがあるのです。要は、女性の減り方が激しいわけです。この辺、例えば年齢別とか含めて、何か要因分析されていますでしょうか。

○南政策地域部副部長兼政策推進室長 政策地域部副部長の南でございます。今回の復興インデックスに出ております人口の関係でございますが、一番わかりやすい要因として、49ページの(1)、人口、①、人口総数、ここで沿岸部の人口の男女別の減少率が出ているわけでありませけれども、これでいきますと平成27年10月から平成29年9月までの人口の男女別の減少率については、おおむね男性に対して女性のほうの人口の減少率が倍近くあるわけです。ところが、この表には平成27年10月以降の部分しか出ておらずわかりにくいので、その下のグラフのほうを見ていただいたほうがわかりやすいと思います。これらの上のデータは、毎月人口推計のデータとして出しているのですが、国勢調査のときについては国勢調査の人口を使っておりますので、真ん中のグラフの平成27年10月のところで、一番下の点線、これが男性の人口総数になりますが、平成27年10月のところではね上がっています。これは、毎月人口推計は住民票の異動、転入、転出で足したり引いたりして推計しているのですが、ベースになるのは5年ごとの国勢調査の人口で一度リセットされて、そこから戸籍での転入、転出を足したり引いたりしていきます。したがって、平成27年10月で男性のところが上がっているという国勢調査は、いわゆる復興需要で建設産業等に従事する男性が住民票を異動しないで沿岸部に入ってきた方が国勢調査の人口でカウントされているので、そこがはね上がってしまっているという傾向にあるのではないかと推測いたしております。

○谷藤邦基委員 わかりました。多分その推測はほぼ正しいのだろうと。いずれ私もこの49ページのグラフで、男性だけが国勢調査のところではね上がっているというのは、多分そういう要因なのだろうと思っておりましたので、その推測はおそらく正しいのだろうと思います。

その推測をさらに突き詰めていくと、復興特需、あるいは建設需要がなくなった段階で、男性の人口の減り方も女性並みになるのであろうと思われるわけです。そうすると数千人、下手をすると1万人近く、1万人まではいかないかな、でも数千人のオーダーで多分長期的には減っていく可能性があるので、この辺は次の総合計画なり、あるいは復興プランを考えていく上でも、ちょっとポイントになるところかなと思っておりますので、引き続きウォッチをお願いしたいと思います。

私のところは以上でございます。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。

それでは順番に、豊島委員さん。

○豊島正幸委員 それぞれ個別の復興事業が着実に進んでいるというのはよく分かるのですが、その事業が完成したとき、進捗率100%となったときに、どのような地域がそこにあられるのだろうかとか、そんなことを考え始めております。その中で、何か抜けているところはないのだろうかとか、そういうことを考え得る段階になったのではないかなと、そんな思いでこのたびの資料を見させていただきました。場合によって、少し細かいことになるかもしれません。さらに、今まで俎上に上ってこなかったことも含むと思いますが、よろ

しくお願いします。

それで、時間の節約上、事前にこの2枚物のペーパーをお配りしております。端的に申し上げます。まず、資料1-1の冊子13ページ、牧草地の除染というところで、耕起不能箇所3,761ヘクタール、これは今後とも除染はしない、つまり牧草地として利用できないということでしょうか。1つずつお願いします。

○佐藤農林水産部副部長兼農林水産企画室長 農林水産部副部長の佐藤でございます。除染の関係でございますが、除染面積として計画してあるのは、機械で除染をするということで、プラウという機械を使って上と下をひっくり返すというやり方をするのですが、その機械が入れない、いわゆる礫の石が多い場所とか、それから急斜面でどうしてもそういう機械が入って除染ができないというところがございますので、そういうところは除染面積からは除外してございます。そういったところはどうしているかといいますと、国と協議をいたしまして1年に1回放射性物質の検査を継続してございまして、基準値以下に下がった時点でそれらの利用が可能だということになってございますので、8月末現在除染計画から除いてございます3,761ヘクタールのうち3,728ヘクタール、全体の99.1%になりますが、こちらは基準値をもう下回ってございますので利用自粛を解除して、草地として使用しているという状況でございます。

○豊島正幸委員 わかりました。牧草地がこの分だけ減るというわけではないということをお伺いまして、安心いたしました。

それでは、24ページ、②の項目の内陸部における災害公営住宅に関するものです。この内陸部の災害公営住宅、これは本当に新しい試みだと思うので、これからもおそらくこの必要は出てくるものと思います。参考にお尋ねいたしますが、盛岡を初めいずれも市に建設を予定した経緯について教えてください。加えて、事業主体が県ではなく花巻市と遠野市となっている件について、そのいきさつ、地元の要求だったのか、あるいは県の意向なのか、そのあたりお聞かせください。

○高橋理事兼県土整備部副部長兼県土整備企画室長 県土整備部です。高橋と申します。

まず最初に、市になっている事情でございますけれども、平成28年1月から10月にかけて、内陸及び県外に避難していらっしゃる2,326世帯に意向調査を行いました。その結果、災害公営住宅に入居する要件を満たしている方からの回答で、希望する住居地、どこの市町村に住みたいかということを取りまとめた結果、これらの市に集中したということです。若干、町のところにも2、3件の希望は出てまいりましたけれども、盛岡の隣接であったりとかということで、個々にその辺をご説明しながら、今回選定した箇所に集約したということでございます。大体ここに出ているのは、10戸以上の希望がある市部に場所を選定しております。

もう一つ、花巻市と遠野市でございますけれども、災害公営住宅の建設は県あるいは市町村いずれでも可能でございますが、まず地元市町村に意向を確認した結果、この2つの自治体からは自ら建設したいという意向でありましたので、そちらにお任せしたということでございます。

○豊島正幸委員 わかりました。ありがとうございます。

次に、28ページ、(2)、保健・医療・福祉の①、医療施設の復興状況です。表の中の第3期計画値として、合わせて14施設とあります。そして、実績値が1施設と芳しくない状

況です。診療再開及び恒久的施設への移行を支援するため、県はどのような取り組みを考えているのでしょうか。

○熊谷保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長 保健福祉部の熊谷と申します。わかりにくくて大変申しわけございません。こちらに2段になっておりまして、移転・新築医療施設数6、それから仮設医療施設から恒久的医療施設への移行と、6施設、8施設とありますけれども、こちらは同じ施設が重複しておりまして、上段、移転・新築医療施設というのは民間の診療所等、下段のほうはこれに県立病院とか公立病院を加えた目標値となっております。これを、今年度と来年度でどう復興していくかという計画でございます。このため、復興しなければならないのはトータルで8施設でございますけれども、全ての施設が仮設診療所におきまして既に診療を再開してございます。恒久施設への移行に向けまして、本年度に4施設、それから来年度、30年度に4施設の復旧の支援を行う予定としてございます。

今年度の状況でございますが、実績値1施設とありますとおり、本年度1施設完了してございまして、これが陸前高田市立国保広田診療所でございます。それから、残る3施設につきましては、県立高田病院が1施設、公立でございます。そのほか、民間の施設2施設となっております。これら3施設については、年度内に移転新築完了になる見込みでございます。残る4施設でございますけれども、土地区画整理事業の進捗状況に合わせて再建をするということもございます。それから、医療機関のご意向もございまして、その点等も踏まえまして、移転新築するために必要な支援等をこれからいろいろ調整を図ってまいりたいと考えてございます。

○豊島正幸委員 わかりました。心配する状況ではないということですね。

それでは、36ページ、⑤、沿岸部の農地復旧関連事業の実施状況というところであります。表中の中山間地域総合整備事業の進捗率が51%と低い状況です。整備地区には条件不利地も多く含まれていて、将来的に耕作放棄もあるのではと危惧いたします。残り50%の農地復旧は、農地所有者の意向も聞きながら進めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤農林水産部副部長兼農林水産企画室長 農林水産部でございます。36ページに記載しております3事業ございまして、一番上の農地等災害復旧事業は基本的に原形復旧をする災害復旧でございまして、2番目の農用地災害復旧関連区画整理事業という記載をしましたがけれども、復旧に当たって例えば区画を一部支援をするとか、そういった整備をあわせてやるという格好になってございます。一番下の中山間地域総合整備事業でございますが、被災をしたところもあるのですけれども、要件がちょっとなかなか合わない、災害復旧の要件に合わないところがございます。災害復旧の事業は使えないのですが、そちらのほうも中山間地域総合整備事業といたしまして整備をするということにしたものでございまして、こちらは2地区予定してございます。こちらの事業、いずれもそうなのですが、整備を進める上では行政のほうの方が勝手に、例えばここをこういうふうには整備するというのは当然なくて、地元の意向、それから所有者の意向というのを確認しながら事業のほうは進めてまいってございます。

中山間につきましては、進捗率51.6%、ちょっと数字的にはうんと低くなっているのですが、ここで内訳ちょっと申し上げますと、21ヘクタールの地区と74ヘクタールの地区と

2地区に分かれてございまして、被災してあったのは21ヘクタールのほうで、こちらのほうは全部完了はしているということでございまして。残りの74ヘクタールの分につきましては、9月までに28ヘクタールが終了いたしてございまして、46ヘクタールが残っているということでございまして。2地区合わせますと、数字的には51.6%ということになってございまして。

圃場整備に当たりましては、先ほど申し上げましたが、地元、それから所有者の意向、こちらを十分に確認しながら進めておるところでございまして、一方農業全体の生産性を上げるという意味で、被災地に限らず農地の集約という事業を進めてございまして。ですので、所有者が例えば高齢になって自分でつukれないとか、そういうことになっても、基本そのエリアで、例えばその地域を活用したいという経営体の方とか、そういう方がいらっしゃるかどうか、そういうことも含めまして圃場整備の事業をする、しないというのを決めてございまして。税金投入をして、結果使われなかったというのは一番まずい状況でございまして、そういうことがないように、今後も引き続き地元のご意向等を十分に確認しながら、事業のほうは進めてまいりたいと思っております。

○豊島正幸委員 ぜひその方向で進めていただきたいと思っております。

もう一つ、最後です。57ページ、介護施設等の定員数のところでは、震災前より119%と増加しています。介護施設の立地場所が盛岡市や北上市などに集中、偏在している傾向があると私は認識しております。沿岸部にも介護施設が立地できるような何か行政支援などないのでしょうか。そういうことがあると、人口の内陸部への流出というのもある程度避けられるのではないかと。介護を機に移動、流出というのが多く聞こえてまいりますので。

○熊谷保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長 保健福祉部でございまして。ご指摘のとおり、内陸部に施設が多く立地してございまして。ただ、65歳以上の人口10万人当たりの施設定員数、いわゆる割合でいきますと、内陸部、それから沿岸部とも65歳以上10万人当たりの定員は4,000から4,500ということで、余り差はない状況になっております。ただ、やはり内陸部のほうは人口多うございまして、施設の数としては数多く立地しているということであろうかと考えられます。

ただ、介護のベッドというのは、やはり待機もございまして、計画的な整備が必要でございまして。介護施設の設置につきましては、各市町村等の保険者が定めた介護保険事業計画に基づきまして整備を進めているところでございまして。県では、この計画に対しまして補助金を出しまして、整備等の支援を行っているところであります。

市町村からは、介護保険事業計画に基づいて行う施設整備の公募に対しまして、建設関係の人手不足とか、資材価格の高騰、それから介護人材の不足等々の理由で入札不調になるとか、事業を取りやめるとか、そういう動きが最近ございまして。県としては、引き続き施設整備に対する、市町村に対する支援を行いますとともに、介護人材の確保に向けた取組を進めまして、沿岸部を含めた市町村が行う施設の整備、これを一体的に支援してまいりたいと考えてございまして。

○豊島正幸委員 的確なお答えありがとうございました。

○齋藤徳美委員長 事前にご質問、きちっと県のほうでもお調べいただいてお答えいただいたものだと思います。

それでは、平山委員さん、お願いします。

○平山健一委員 インフラも大分進んで、もう一步だなど。少なくとも国の復興期間の32年度までには全部終わるように、できるだけ頑張ってくださいと思います。

それで、2点だけご質問したいと思いますが、遅れた理由として地質等の条件、あるいは工法の見直しなんか書いてございましたけれども、事業費にどんなふうに影響するのかがということが1つと、それと応急仮設の入居者も大分減ってきて、人数では1万人を切るという具合になってきていますけれども、これが30年の終わりには、この直線伸ばしただけで30年の終わりごろゼロになりそうなのですが、見通しはいかがですか。その点、お願いします。

○和村まちづくり再生課総括課長 私から、財源のほうについてです。

工法変更等ございました場合には、ちゃんと復興庁と協議いたしまして、変更についても承諾をもらっていますので、事業費も確保してございます。

○齋藤徳美委員長 それでは、仮設の見通しについてはいかがでしょうか。

○工藤生活再建課総括課長 復興局の生活再建課の工藤でございます。応急仮設住宅の入居者数については、ことし8月末現在の集計で1万人を下回りまして、9月末では資料のように9,181人まで減少しているところでございますが、この入居者につきましては、土地区画整理事業などの面整備事業ですとか災害公営住宅が完成して恒久的な住宅が確保され次第、その恒久的な住宅の方に行っていただくということで取り進めてきているところでございます。復興基本計画でも被災者が一日でも早く安定した生活に戻れるように、まちづくりと一体となった住宅、宅地供給等を進めながら支援等を行うということで進めてきているところでございますので、この応急仮設住宅の入居者数については、丁度説明がありました社会資本の復旧・復興ロードマップに記載されていますような面整備事業ですとか災害公営住宅の完成の見通しに沿って減少して、解消となっていくという見通しと考えてございます。

復旧・復興ロードマップによりますと、大体災害公営住宅の方が平成31年度まで、それから面整備事業も32年度までに完成する見通しということでございますので、それらが完成次第恒久的な住宅に移っていただいて、応急仮設住宅の方は減少、解消になるというふうに見通しているものでございます。

○平山健一委員 見通しはそうだと思うのですが、やはり6年半も仮設にいななければいけないというのは、よっぽど理由がありそうなのですが、そういうものがもし出てきた場合に、どんな対応を考えておられるかなというのがちょっと心配なのですが。

○工藤生活再建課総括課長 応急仮設住宅に長くお住まいになっていらっしゃるということで、県としてはまず応急仮設住宅の環境が悪くならないように、修繕が必要なものはしっかりと修繕などをしながら、今の応急仮設住宅に入っている状況も、可能な限りですけども、良好な状態でお住まいいただくということで進めております。

それから、土地区画整理事業とか、面整備事業とか、災害公営住宅ができたという場合には、市町村、それから県でいわて内陸避難者支援センターを設置して、内陸部とか県外に避難されている方については、市町村がなかなか全部出向いて県外とか内陸へ行って支援、戸別訪問して支援するというのが難しいというのもありまして、市町村からの依頼で県が委託しているセンターで個別に支援したりしてございます。ということで、面整備事

業とか公営住宅に、いずれできた場合にはそちらに移ることについて、個々に一世帯ずつ確認したり、それからちょっと自分ではなかなか手続とか難しいのだけれどもという方についてはご支援をしたり、というふうにして、いずれ移れる環境が、面整備とか災害公営住宅とかができたならば、そちらに移れるようにというような支援をしているところでございます。

○平山健一委員 十分なご配慮をお願いしたいと思います。

もう一点。ここに書いていないのですが、三陸DMO、最近どんな活動をしているか、ちょっと教えてほしいのです。あるいは、三陸創造プロジェクトで新たな交流による地域プロジェクトというのが2番目にありますけれども、その中身でもいいです。

○商工労働観光部商工企画室阿部企画課長 商工労働観光部でございます。三陸DMOにつきましても、昨年度におきましては観光客入り込み調査などを行いまして、どこからどのようなお客様が来ているのか、あるいは観光地にどれくらい滞在しているかというような調査を行っています。現状を見ますと、ほぼ県内からのお客様、内陸のお客様が三陸に来ているというような状況があるということだったので、やはり広く県外からのお客様に来ていただけるような取組が今後必要だろうというような分析結果は出ております。また、人材の育成という観点も重要であり、旅行プランナーの育成を例に取りますと、その地域の魅力を旅行商品に仕立てるといったような形についての研修のようなものに関しまして、「三陸観光プランナー養成塾」という取組を全5回ほど行っているところでございます。

今年度につきましても、引き続きその人材の育成ですとか、まず県庁の中の話になりますけれども、今年からDMOの所管が私ども商工労働観光部に移ってまいりましたので、広く観光行政、あるいは産業の振興と一体となった観点から、幅広く三陸にお客さんが来ていただけるよう、工夫しながら取り組んでいるところでございます。

あとは、そのプランナーが開発しました体験プログラム等のツアーということで、具体的に留学生向けのツアーですとか、そういった地域の魅力を各プランナーの方々が地域単位でいろいろなコースをつくっております。それを実際お客さんに来ていただいてというようなモニターツアーのようなものを複数開催しております。今後、様々な地域の魅力を入れ込んだ旅行プランというものが出てくるような状況になっております。

○平山健一委員 ありがとうございます。

○齋藤徳美委員長 よろしいですか。ありがとうございました。

1つだけ、仮設の人数どんどん減っていいのですが、そもそもこれは1年とか、そういう短期のものを考えた施設であって、7年、8年たつて、なおこの現状というのは、入っている人にとっては、いかに整備しようと苛酷なことに違いはないと思います。だからどうできるというものではないと思いますけれども、そういう認識だけは持って接していただければありがたいなという、そういう思いだけ私からお話しさせていただいて、広田委員さん、どうぞ。

○広田純一委員 まず、第1点なのですが、なりわいの再生に関して、ちょっとこのインデックスというか、調査結果で気になる結果が幾つかありますので、ちょっとその点を確認させていただきたいと思います。

最初に、資料1-1の38ページですが、いわて復興インデックスの38ページの下に、第11回被災事業所復興状況調査結果というのがあって、私ずっとこの結果はいつもモニタリ

ングしているのですが、これを見ますと、グラフが3つ、横棒グラフがあって、最初が事業再開の状況ということで、83.8%の事業所は再開している。その中段が復旧状況ということで、およそ半分以上復旧しているのが76.6%、最後が売り上げの状況で、震災前と同程度か上回っているのが46.9%という、こういう状況なのです。ですから、半分以上のもともあった事業所は、売り上げがかなり落ちているということなので、要はもともとあった事業所の復興だけでは、三陸全体の雇用は十分に吸収できないということです。となると、新しい事業所の参加とか、企業努力が必要になってくるわけなのですが、そのための取り組みを県でもやっておられるのですが、ちょっと気になったのが、例えば同じ今の資料1-1の11ページで、このなりわいの再生の取り組みの6番に、中小企業東日本大震災復興支援の貸付金というのがあります。この実績が31%ということです。11ページですけれども、貸付金は、全部別に実績が100%ではなくてもいいと思うのですが、この31%という数字そのものは物足りない数字なのか、それとも3割ぐらいあれば十分なのかと、この判断をお伺いしたいのと、もしちょっとこれ物足りない数字であるとしたら、なぜこういうことが起きるのかと、どうしたらいいのかという、そのあたりをちょっとお伺いしたいなど。

また、32ページの一番下に企業等との情報共有、連携強化、「いわて三陸復興のかけ橋」推進事業というのがあって、これ計画値としてマッチング数60件計画して、実績が8件、進捗率が13.3%ということで、これはやっぱり計画値に近づくべきであろうと。まだ年度途中ですから、100%になる必要はないと思うのですが、ちょっとまだかなり物足りない数字ではないかなと私は思うのですが、これについても同じように、やっぱりこの数字自身の評価、それからもしもこれがちょっと物足りない数字であるとしたら、なぜこうなったのか、どうすべきであるのかという、ここは似たような質問になるのですが、この辺についてちょっとお答えいただきたいのです。

○商工労働観光部商工企画室阿部企画課長 商工労働観光部でございます。まず、東日本大震災復興資金貸付金の状況でございます。御質問いただいたのは31%という数字についての評価のところかと思えますけれども、まずこちらの貸付金は事業者が再建をして手当てをしていくといったときにお貸しをする資金でございます。例えば販路の開拓であるとか、ご商売が上がっていけば運転資金という形で必要になってくるのですけれども、先ほどの調査の売り上げの状況にもありまして、やはり売り上げが伸びていかなければ、当然仕入れのお金も少なくなってくるでしょうし、そういった形で事業活動の拡大に伴う運転資金の需要が伸びていないのではなかろうかということが推測としては考えられるところではあります。

他方で、例えば商店街の仮設から本設への移行といったときに、店舗の移設時期等の条件整備の状況など見通しのしっかりしたものがあつたときには、事業者の復興計画、再建計画というものができてくるだろうと思えます。そういった形で資金の需要が伸びていないとか、その現状を見ますとこういう現状だということかとは思われます。ある程度これが80%、90%になっていくことが、それは一つ目標への近づき方というふうに思いますが、ここがあらわれているのが現状だというふうに私どものほうでも考えているところでもあります。

○広田純一委員 そこののですけれども、こういう計画というのは、やはり現状がこうだ

から、要するに企業の再建とかを促進するためにこういう制度を作っているわけですから、現状が仮にこうだとすると、この計画の金額というのは、ある程度の見込みであったりとか、望ましい目標から多分引っ張り出していると思うので、それにかなり足りないという状況に対して、やっぱりもうちょっと手を打たなくてはいけないのではないかと思うのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

○商工労働観光部商工企画室阿部企画課長 そこにつきましては、例えば水産加工業につきまして、やはり販路の開拓ですとか、そういったところが大きな課題として依然としてありますので、それについては例えば新商品開発であるとか、商談会の開催、販路の拡大といったようなものについて、売れるお手伝いをしているところであります。例えば陸前高田のアバッセであるとか、あるいは大船渡のほうのキャッセンですとか、新しい商店街といいますか、そういったものができているところもありますので、そういうところの売り上げが維持拡大できるような、そういった地元の商工会、会議所さんとも連携しながら、新しくできたそういったショッピングセンターの運営のご支援ですとか、そういったものに関しても商工労働観光部としてお手伝いをしながら、売り上げの維持、確保、拡大といったようなところについてはご支援をしていくところでございます。

○広田純一委員 もう一つのマッチング事業のほうはどうですか。

○南政策地域部副部長兼政策推進室長 政策地域部でございます。先ほどのインデックス32ページのいわて三陸復興のかけ橋事業の関係でございます。マッチング件数、計画値60件に対して実績値8件ということで、進捗率があまり芳しくないのではないかというお話でございます。これについては、さまざま復興支援のポータルサイトなどで、情報発信をしながらマッチングに向けた支援をしているところではありますが、やはり首都圏の企業と県内被災地との需要と供給のいわゆるマッチングの関係になりますので、それぞれの合意がうまく成り立たないと、マッチングに結びつかないというところもございます。さまざまな意味で、情報を幅広く提供しながら、マッチングに対する呼びかけ等々を今進めているところですが、実績としてはこのような立ち位置になっているのが現状でございます。

ただし、その内容を1件ごとに見てまいりますと、非常に量的なものよりも質的な部分で首都圏の企業が県内の企業、被災地の企業を支援するという、非常に内容的には上がってきているのかと思っております。例えば皆様もいろいろとご存じと思いますが、日本ゼトックさんという会社が岩泉乳業と龍泉洞の水を使った化粧水、これが昨年マッチングにより実現した例です。今年度は龍泉洞の水を使ったジェル、そういったものを発売しています。加えて、同じく日本ゼトックさんが酔仙酒造への支援ということで、いわゆる白い濁り酒、日本酒、その米の発酵液を使った化粧品というものの開発をしています。アサヒグループホールディングスさんでは、被災地の市町村の郷土芸能の支援として、震災以降、毎年2,000万円規模の助成金を出しています。件数こそなかなか実績には結びついていませんが、質的には非常にレベルの高いものを支援してもらっている状況でございます。

○広田純一委員 それにしても、計画で60件というふうに掲げているわけですから、やはりここももう少し頑張っていただく必要があるのではないかなと。

沿岸のなりわい再生は非常に重要な課題だと思っております、人口の社会減少がずっととまらないですね。やっぱり仕事というのは非常に重要ですので、ここはちょっと引き続き件数をふやすために、マッチングの方法とか人材も私は非常に重要だと思っていまし

て、ちょっと力を入れていただくといいのかなと思います。

以上です。

○齋藤徳美委員長 では、南委員さん、どうぞ。

○南正昭委員 2点お願いしたいと思います。仮設住宅について、どう今から収束していくかということが一つ肝心なことなのだと思うのですが、災害公営ができたり、また面的整備が進むということで、そのいろいろなタイプの新築、新設ができるだとか、未利用地が解消していくとか、そういうことの全体のバランスの中で解消していくかのようにはなるのですが、もうちょっと突っ込んで、実際に仮設に住んでいる人たち、生活保護を受けているような状態の人とか、次の災害公営に移ったって家賃払えないような人とか、今の時点でフォローできますとは言えないのかもしれないのですが、今現状ある制度でそういうものはありますか。例えばそうした移るのが非常に大変、経済的に困窮しているような人たちは、住むところがなくなるわけにいかないでしょうし、生活の補助があるでしょうから、そういう人に何とか次の場所に移転していただくための何らかの手段、あるのかどうかちょっと教えてほしいなと思います。

○工藤生活再建課総括課長 生活再建課でございますが、応急仮設住宅にお住まいの方々の本設への移行というものについては、実は一方で面整備ができたならばとか、災害公営住宅が完成したならば移行していただくという関係もあるのですが、国との協議によって応急仮設住宅の供与期間が、そもそもそういう面整備事業とか、災害公営住宅が完成するのを待つ人に限り延長しますよというのが、来年度から沿岸の全部の市町村に適用になるというのもありまして、昨年度あたりからそういった収束を見据えながら、全世帯についての意向調査を始めまして、自力再建しますか、災害公営住宅に入りますか、そのほかアパートをご自分で探しますかとか、そういう意向調査を昨年度からしていて、今年度は意向だけではなく、ちゃんと資金繰りとかの裏づけもあるかというあたりについても確認をしております。

そういったことを市町村さんをお願いしたりして、一部県も先ほどお話した内陸避難者支援センターもお手伝いしたりしてやってございまして、9月末で4,272の世帯が調査対象で、おおむね95.8%の皆さんがご自分で家を建てますとか、災害公営住宅に移ります、あるいはアパートに住みますとかいうような方々がお決まりなのですが、大体4%ほどの方々が未定という方がいらっしゃるんですけど、今市町村とも打ち合わせをしながら進めているところですが、そういった方々の意向を固めていただくというのが今の課題であります。そういった方々の意向が固まらないと、この施設への移行が進まないということでございます。

そして、聞いているところでは、何で意向が固まらないかということについては、その世帯にとって被災者の方々に応じて、それこそ家庭の事情なりがいろいろあります。その中で、6年以上経過して、子供も大きくなったので、当時はマイホームを建てようと思ったけれども、そういった学費の関係もあるので、マイホームがいいのか、違う方法がいいのかとか、そういった方もいらっしゃいますし、それから金銭的な理由ということで、中にはやはり家を建てるのは難しいし、災害公営住宅に移るのがいいのだろうけれども、ただ災害公営住宅でも家賃が払えるかなというような悩みをお持ちの方もいらっしゃるということで、そういう方については実際には市町村さんの方で、通常は被災者支援担当課と

か、応急仮設住宅の建築課さんとかが主にやりとりしたりしているのですけれども、そういったちょっと難しそうなお話を抱えているような方については、個々に役場内で福祉担当課を交えてその方の対応を考えるというように、場合によっては、生活保護の手続きなりにも必要な場合には、そういったようなところも含めて、そういった方々の先々の生活も含めて考えながら、相談とか支援をしているところでございます。

○南正昭委員 どうもありがとうございます。

もう一つ、ちょっと観点違うのですけれども、インフラもそれこそずっと整ってきて、しかも着実に進んでいく見通しがついているということで、できていくときにまるっきり新しいまちに今住み始めている人たちができてきて、ここにちょっと照明が欲しいとか、ここにガードレールがあったらいいとか、ちょっとしたことは、効果促進みたいなことなのですが、そういう事業フレームというか、今安全性を高めるために、例えば交通安全のためにこういうことをしたらいいとか、防犯のためにちょっとこうしたらいいとかというニーズが出てきそうなのですが、それは全く別の事業になるのか、こういう今のお話のどこかに位置づけられるのか。ぜひそういうのを進めてほしいなと思うのですけれども、お聞かせいただきたいと思うのですが。

○和村まちづくり再生課総括課長 復興交付金の中には、一括交付金がございます、その中で用途が決められない状態で配付されているものもございます。その内容によりましては、効果促進事業を使う部分も出てくると思いますし、その内容がどういうものか、それも各市町村なりに詰めてもらって相談していただければ、その段階でうちのほうとしても復興交付金を使えるかどうかというのを検討したいと思っています。

○南正昭委員 どうもありがとうございます。

○齋藤徳美委員長 よろしいでしょうか。

それでは、若林委員さん、お願いします。

○若林治男委員 ご苦労さまでございます。私からは3点です。

そろそろどういうふうな終わり方をするかというものが見え始めていて、岩手県の計画であと1年半、それから国の計画で3年半になっているわけですが、大体今さまざまところでうちが建ち始めていたり、まちの様子がだんだん見え始めてきています。先ほど南先生もお話ししたように、最終型には至らないのだけれども、今の時点で全てのところをちょっと一回総点検をする必要があるのかなと。今計画到達目前なのだけれども、あれ、今まで想定していた問題ではないのが出てきたぞというところがあるかないかなのです。先ほどあったのですけれども、それは効果促進で最終的にその全てを網羅できるかどうかはわからないのだけれども、大体のところをカバーしていたほうが、その後市町村が単独でやらなければならない事業を前もって手当てできる可能性があるのです、その辺のことを一つ、市町村さんを含めて、最終型を見据えた中での今の時点での総点検をいつかやったほうがいいのではないかなというふうにはちょっと思っていて、それは全ての分野、例えばなりわいの再生も含めて、最終的にこれ何か捨てなければいけないなというところが多分出てきているのかなと。

というのは、関連なのですけれども、水産業がやっぱり基幹産業なのだけれども、ことしちょっとまずいですよね。低迷しているのです、これをそのまま放っておいていいかというところがちょっと大きな問題。加工場が大分苦しいという状況もあるようですし、一方

ではサケが、何かよくわからないけれども、北海道が不漁なので岩手県のサケ、随分北海道に持っていかれているという状況もあったりして、ちょっと複雑な様相を呈しているみたいなのですが、その辺のことをちょっと、水産業、基幹産業としてことし踏まえてどうしていくかというところを、ちょっともう一回チェックだけはしておかなければいけないかなというふうに思っています。その辺はどういうふうなお考えか、ちょっと伺えればいいかなというふうに思っています。

あと、皆さんちょっと心配しているのは、応急仮設住宅、特にみなし。20年阪神・淡路でかかっているのも、やっぱり続くと思います。多分一長一短で解消しないのではないかなというふうに思うのですが、そこら辺の支援というか、こういう後押しみたいなものを何らかの形でみんな考えていかなければ、なかなかそれは解消していかないのではないかなというふうに思いますので、その辺も覚悟を持って、一方でまた厳しい対応もしなければいけないのだと思うのです。ですから、そこは覚悟を持って当たらざるを得ないだろうなというふうに思いますので、その辺を考えていただければありがたいです。

以上です。

○齋藤徳美委員長 多分実施計画の中で、どの程度という個々のいろんな評価というのは随分やってきていて、今日もそういう数値議論されておりますけれども、若林委員さんがおっしゃったように、トータルとしてのこの復興事業という視点がやっぱり大事なポイントではないかと。多分これは続く新県総のところに関わっていく問題ですけれども、沿岸も含めて、沿岸は従来みんな個別の、俺のところというふうな形で住んできた地域が、縦貫道ができ、それから三鉄もつながる、もう従来とは違った地域のつながりになってしまうときに、全体としてどういうまちづくり、どんな地域を描くのかという、そういうあたりが、ずっと言ってきたけれども、なかなか見えてこない。なかなか各市町村の方々とも肩を組んで探るといふようなことがちょっとできてこないまま経緯しているような気がします。

そうすると、この復興計画の中で全体像がどうであったかという、そういうふうな、若林先生流に言うならば総点検といいますか、何かそんな視点をやっぱりちょっと持たないといけないかなということが非常に気になっております。すぐ具体的にこれをあせよ、こうせよということではないかと思うのですが、局長さん、そういうあたりの視点については、復興局、あるいは県全体でとしてどんなふうにお答えになるのか。急に振って済みませんけれども、普段からの視点だと思いますので、ご意見があればお願いしたいと思っております。

○佐々木復興局長 委員長のお話にもちょっとありましたけれども、次の復興に関する計画を策定するに当たっては、やはり今回、今の復興基本計画の総括といいますか、検証といいますか、それが必要だと考えております。今までも第1期実施計画が終わった段階で、第2期に移るときには第1期実施計画の検証、第3期に移るときには第2期の検証という形ではやっておりましたので、どういう形で取りまとめるかは別にして、そういった検証作業は必要だと思います。その中で、我々が取り組んできたことの中で、今の時点で見れば抜けの部分があるのであれば、次の復興に関する計画にそれを盛り込むことになろうかと思っております。

それから、今の委員長の話にありました今までは各地域、市町村が、自分のところで俺

が、俺がという話があったということ、確かにそういうのがあったと思うのですが、一つの例として、例えば三陸沿岸道路の整備を見通して、久慈地域では広域で道の駅の整備を市町村のほうでそれを一緒になって考えようとか、そういった動きもありますので、そういったことも広域的な取り組みということで今後に生かせるのかなと思っておりました。

いずれ今の計画については、一定の検証をした上でということになると思います。それに当たっては、各市町村においても市町村それぞれ復興の計画を、終えたところもありますけれども、終わって総合計画に引き継いだところもありますが、そういう計画の検証をやっているもの等をミックスしながら進めていきたいと思っておられます。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。

復興計画を作るときに、我々もこだわって、復興という意味から、まず安全の確保、二度と災禍にめぐり会わないために、そして人がこの地域に生きるためにはなりわいの再生と、その結果として生活の再建という形の言ってみれば具体的な柱、特に国のほうの支援を得るためには具体的な施策を立てないというところで動いたというふうに思っております。ただ、そのときに、では一体このまち、どんなふうなまちに持っていくのか、どんな方向に進むのかというふうなところ、これは簡単に描けるわけではありませんし、具体的な柱に持っていくというわけにもいきませんでした、やっぱり目指すところが何か、ポールスターのように見えていないと、そこに向かって今まで7年間やってきてどうであったのかという評価も難しいのではないかという気が最近とみにいたしております。そういう視点での振り返り方、そしてそれが次の新県総につながっていく新しい岩手づくりというところのビジョンにもなっていくと思いますので、そんなふうな視点でこの振り返りもしてみたいなど、私個人的には考えていたところでありました。

大分時間をとってしまいました、大事なポイントだと思います。幾つかご質問をいただいて、それなりに県のほうでもお考えがあって、対応しているという点がありましたので、これは結構だと思います。でも、例えば生きてない制度の活用であるとか、それから特に事業として終わるに当たって、どう全体的な総括をすとかというふうなポイントについても幾らかご指摘をいただきましたので、そういう視点を持って、残りの期間の進捗にご尽力をいただければ大変ありがたいなということで、とりあえず取りまとめ、議事1のほうを終わらせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(2) 次期総合計画の策定について

○齋藤徳美委員長 では、次期総合計画の策定についてというところで、事務局からご説明、これは政策地域部のほうからでしょうか、お願いいたします。

○小野政策地域部政策推進室政策監 政策地域部政策推進室の小野でございます。私から、「資料2-1」に基づきまして、次期総合計画の策定について御説明申し上げます。

11月8日、県の総合的な計画の策定及び推進について審議をお願いしております総合計画審議会に、知事から次期総合計画の策定について諮問を行ったところであり、いよいよ次期総合計画の策定が本格化いたします。

そういった状況でございますので、本日は、次期総合計画の策定についての基本的な考

え方やスケジュールなどについて御説明したいと思います。

1の「計画策定の趣旨」にありますように、計画策定のプロセスを通じまして、県民一人ひとりをはじめとした多様な主体が、これからの岩手のあるべき姿に向かって何をすべきかを考える機会にさせていただきたいと考えております。

そして、計画においては、多様な主体が力を結集し、行動していくための目指す将来像や取組県民の方向性を明らかにするものです。

2の「計画の役割」でございますが、行政計画といたしまして、今後10年間の県の政策推進の方向や具体的な取組内容を示すものでございます。併せまして、現行の「いわて県民計画」と同じような考え方でございますが、あらゆる構成主体が自ら取組を進めていくためのビジョンとなるものを期待しているものでございます。

3の「計画の概要」、計画期間につきましては、平成31年度から40年度までの10年計画といたします。

構成につきましては、現行の「いわて県民計画」と同様に、10年間の長期的な方向を示す長期ビジョン、それからアクションプランといたしまして、知事のマニフェスト・サイクルと連動した形で、4年間の具体的な取組方向、取組内容、工程表、指標等を示すものでございます。

その下、次期総合計画の基本的な方向性が2つございます。1つ目、アでございますけれども、幸福をキーワードに岩手が持つ多様な豊かさやつながりなどにも着目し、岩手の将来像を描いていきたいと考えております。この考え方につきましては復興計画の策定に先立ち、2011年4月11日、大震災津波からちょうど1カ月になる時に、第1回の復興委員会が開催されましたけれども、同日に、県といたしまして、「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」を策定いたしました。その中で、2つの原則を掲げております。その中の1つに、被災者の人間らしい「暮らし」「学び」「仕事」を確保し、一人一人の幸福追求権を保障することを掲げております。次期総合計画におきましては、こうした復興計画の基本となる原則を全県に広げる形で、幸福をテーマにしてまいりたいと考えているものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。2つ目の主な方向性として、復興についてです。ここにありますように、復興基本計画の計画期間が平成30年度までであることを踏まえ、次期総合計画においても、先ほど申し上げました基本方針に掲げた原則等を引き継ぎ、復興の取組を明確に位置付け、市町村や国と一体になった切れ目のない取組を進めてまいります。

2つポツがございます。長期ビジョンにおきましては、復興に関する一つの章を設けまして、復興の取組の方向が明確に分かるようにいたします。

それから、4年ごとの取組方向を示すアクションプランにおきましては、現在の復興実施計画と同じようなものを作ってまいりたいと思います。現在の「いわて県民計画」として、政策編、地域編、行政経営編といった編という形で、4年分の各冊子がございますけれども、このような形で復興に関する計画、仮称として「復興プラン」と書いておりますけれども、具体的に復興について何をやるのかが1つ冊子の中で明確にパッケージとして分かるような形で作ってまいります。

4の「計画策定の進め方」につきましては、総合計画審議会において基本的に審議を行

ってまいります。当然、ただ今御説明申し上げました長期ビジョン、それからアクションプランにおける復興に関する部分については、当専門委員会、それから親委員会である復興委員会において御議論、御審議いただきたいと考えております。

それから、4の(2)にございます通り、県民等から様々なツール、機会を通じて意見の聴取を行ってまいりたいと思います。沿岸地域、内陸地域を含めて、地域説明会等も行ってまいります。

それから、6の「策定スケジュール」にございますけれども、去る11月8日に総合計画審議会に諮問いたしました。来年度、平成30年6月頃には審議会から中間答申をいただく予定でございます。そして、平成30年11月頃には審議会から最終答申を頂戴いたしまして、県として最終的な案を取りまとめ、平成31年3月頃までには県議会の議決をいただきまして、計画を決定、公表し、平成31年度の4月からは、切れ目なく復興の取組を含む次の総合計画に基づく取組を進めていけるように策定作業を進めていきたいと思っております。

次のページは、ただ今御説明いたしましたスケジュールを図示したものでございます。来年、平成30年6月の総合計画審議会における中間答申、そして11月の最終答申というような流れでございます。

次の4ページを御覧いただきたいと思っております。次期総合計画の構成(イメージ)として、長期ビジョン、それからアクションプランについて示しております。概ねの章立てがどうなっているのかということで御覧いただければと思っております。

長期ビジョンにつきましては、「はじめに」、それから幸福をキーワードとして掲げることに係る「理念」、そして全体としての「将来像」、さらに「現状認識・展望」等を行った上で、次の部分で「復興推進の基本方向」という形で1章を掲げまして、現行の復興基本計画の中で謳っておりますような、次のステージの段階での基本的な方向を示すものでございます。

それから、その下、アクションプランにつきましては、先ほどお話ししたように4年ごとの具体的な取組内容を示すものでございまして、「復興プラン」、それから「政策プラン」、「地域プラン」、「行政経営プラン」と、この4編の構成によりまして作ってまいります。

「復興プラン」につきましては、まずは平成31年度から34年度までの4年分の第1期アクションプランを策定いたします。第2期以降の「復興プラン」の取扱につきましては、今後の復興の状況を踏まえながら、第2期を独立した形で作るのか、或いは「政策プラン」の中に位置付けるのか、「地域プラン」に位置付けるといった考えもあるかと思っておりますけれども、いずれ第1期の進捗も見ながら、その後の取扱につきまして検討していきたいと思っております。

私のほうからは、以上でございます。

○熊谷復興推進課総括課長 続きまして、復興局から次期総合計画におきます復興の計画策定の考え方につきまして、資料2-2でご説明をいたします。

まず、1のところですが、復興の計画と次期総合計画の基本的な考え方を2点に整理してございます。1つは、震災からの復興、今後も県政の重要課題でございますので、最上位計画でございます総合計画に復興について明確に定める必要があるという点。

2つ目は、ソフトの復興事業を中心に総合計画各編に掲げる政策や、地方創生の取り組みと一体的に取り組む必要性が今後一層増してくるという点でございます。

その下に表、移行のイメージというのを付けておりますけれども、先ほど説明がありましたとおり、現行の復興基本計画を次期総合計画の長期ビジョンの1章として定めると。現在の復興実施計画をアクションプラン、仮称ですけれども、復興プランとして定めるといったようなイメージで、移行を途切れなくしていきたいと考えてございます。

次に、2の計画策定の方向性に2点書いております。先ほども議論ありましたとおり、まずはこれまでの8年間の復興の取り組みを、検証を踏まえまして平成31年度以降の復興の取り組みを明確にしていくと。県が直接実施する事業、復興事業などを具体的に示していきたいと考えてございます。

また、(2)ですが、計画期間は他のアクションプランと同様、平成31年度から34年度までの4年間としまして、国の復興・創生期間、平成32年度になりますが、この期間とも連動しつつも、市町村の復興状況も踏まえながら、必要な事業を最後まで実施できるように示していきたいと考えてございます。

3番目、三陸創造プロジェクトの扱いについてでございます。現在5つあるプロジェクトですが、復興実施計画期間内のさまざま取り組みによりまして、それぞれのプロジェクトは中長期的なものから具体的な展開が図られてきていると考えております。次期総合計画におきましては、復興プランに現行の5つのプロジェクトをそのまま継承するのではなくて、それぞれで精査しながら長期ビジョンの重要構想(プロジェクト)ですとか政策プラン、あるいは今度策定する沿岸広域振興圏の地域プランなどの具体的な施策、取り組みとして定めていけるよう、今後検討していきたいと考えてございます。

最後に、2ページ目です。策定のスケジュールになります。今年度は、この委員会に加えて、3月にもう一度委員会を開催したいと思っております。そちらのほうで骨子等を示して、実際の具体の議論が始まるものと思っておりますが、来年度については7月、11月、3月、おおむねですけれども、この計3回を実施しまして、皆様から委員会のご意見を頂戴したいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。先ほども申し上げたように、復興計画の策定に当たって8年、10年という国の復興事業に合わせた年月、あるいはもっと早くという意見もありました。結果的に8年としたところは、いずれ具体的な復興の対応とともに、次の地域づくりと、それは新しい総合計画にスムーズに引き継がれていくその前提、つまり地域づくりといったものは、いつまでたったら復興で終わりということではない、具体的な復興対策はとりあえず8年間で進めて、新たな地域という展開については新しい総合計画で地域のビジョンを描いて移行していくという、そういうふうな考え方で進めてきたところであります。

これが8年という一つの節目に来年になりますので、次の新県総については復興に携わってきた委員の方々、具体的な施策についても随分ご議論いただきました。以降どんなふうな形で移行していけばいいのかと、いろいろご意見もあるかと思っております。率直なご意見をきょういただいて、新県総のほうの枠を、そういうものを踏まえて反映していただくようにしていただければありがたいのかなと思っております。

谷藤委員さんは、総合計画の委員にもなっておられますので、多分こういう専門委員会での委員の思いもある程度お伝えいただけるのではないかと思います。そうすると最後

のほうがいいのか。まあ、いいか。順番どおりに、きょうはざっくばらんなご意見をいただきます。

○谷藤邦基委員 今小野政策監からのご説明があったわけですがけれども、私は総合計画審議会の委員もしているので、復興計画を次の総合計画の中に位置づけていくのだという話は、前からそちらの場でも私自身してきたところでもあります。

実際振り返れば、ここでも何回となく申し上げてきましたけれども、平成23年4月30日にたしか総合企画専門委員会第1回があったと思うのですが、あの時点で今どうなっているか、まだ8年もたっていない、7年目の途中なわけですがけれども、それすらその場では、そのときの状況ではわからなかったわけなので、先ほど若林委員からもご指摘ありましたけれども、この辺で一回総見直しをとというのは、まさに必要なことだと思っております。要するに、最初に計画をつくった段階でわからない状況がいろいろ出てくるに違いないということは、逆に言うと計画をつくるときから想定していた話なので、ここまでの流れを振り返りつつ、次どうしたらいいのかというのを改めてここで立ちどまって考える機会でもあるのだと思っております。

そういう意味で、私自身一番心配しているのは、やはり人口でありまして、当時から減るだろうとは思っていたけれども、ここまでとは思っていなかったところもあったわけです。実際なりわいの再生というところ、私も非常に心配しておりますし、実は総合計画審議会の「仕事」部会なるものも、いろいろやっていかなければならない状況にも、私自身今なっているのですけれども、沿岸で仕事づくりをどうしていくのか、被災地で仕事づくりをどうしていくのか、非常に悩ましいところです。

例えば起業ということも、よく私ども言いますけれども、起業ということを考えても、東京でやるのと岩手県でやるのは、さらには被災地でやるのは全然難易度が違うなということを前から思っています。例えば東京ですと、首都圏3,000万人の人口をベースに考えることができるので、非常に目先の変わったことをやると、それだけでも結構そこに市場がおのずと生まれるのですが、今沿岸部の人口、12市町村で24万人ぐらいでしたか。はっきり言って、盛岡市1市より少ないわけです。ここで何か新しいことをやろうと思っても、少なくとも地元の市場というものには余り期待できないのです。どうやって外部からそこまでお金稼いでくるかというような発想に立たないとなかなか難しい。さらに、既存の小売、飲食、サービスといったような方々は、減った人口の中で何とかしていかなければいけないという状況にもなっているわけで、いろんな問題をこれから考えていかなければいけないなと思っております。

そういった意味では、正直非常に悩ましいです。悩ましいのだけれども、何とかしていかなければいけない。それは、県がやればいいのかというものでもないし、私らだけがやればいいのかというものでもない、地元の人たちだけがやればいいのかというものでもない、みんなが知恵を出し合いながら、いろいろ工夫していかなければいけないところなのだろうなと思っております。

とりあえず今のところそんなところがございます。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。

では、豊島委員さん。

○豊島正幸委員 2点ほどコメントさせていただきます。

資料2—1の計画の主な方向性というところで、幸福をキーワードに岩手の将来像を描いていきますとあります。この幸福という言葉、これは表面的に終わるのではなくて、漠然とした幸福感ということだけでは、キーワードにはなり得ないと思います。幸福の意味するところを十分に詰めて、そして本当に柱にさせていただきたいと思うわけです。幸福については定量的な評価、分析、いろいろとなさっているようですが、定量化のみならず、本当にここで幸福をキーワードにしたいというときの気持ちは何なのかというところ、例えば日本国憲法を引き合いに出しておりますが、そこにおいてこの4つ併記してある個人の尊重・生命・自由と並んで幸福追求と掲げている、そのように並んで幸福追求を掲げているその意味は何なのか、その辺から解きほぐして考えていって、柱にしてもらいたいと思います。漠然とした幸福感というところに、上滑りしないようお願いしたいと思います。

2点目、別紙2の次期総合計画の構成（イメージ）というところの項目の中の下から2つ目、地域振興の展開方向の中に、県域や広域圏を越えた広域的な連携の強化とあって、この広域的連携というのはこれからますます大事になってくる。平成の合併でひとまずエリアを広げて、財政的にもある程度基盤をつくったという、そういった経過はありますが、今度は個別個別で広域的な連携のあり方というのは、枠組みがつくられていかないといけないと思います。それで、ここに県域や広域圏を越えたとありますが、その前に県内の自治体間の広域的な連携、これをまず第1段階にしっかりと枠組みをつくる必要があるのではないかと思います。現に気仙、3市町で保健医療、エネルギーの分野で連携したシステムづくりが進められております。また、県内でも複数の定住自立圏協定が締結されています。このような定住自立圏協定というのは、今後の広域的な連携において有力な選択肢の一つと考えます。これからこれを推進していくときに、県は定住自立圏の評価を、これまで締結してやってきたその取り組みの評価を行いながら、地域に合った運用の仕方、これに対して助言をしていくお役目があるのではないかと考えております。特にこの後半の定住自立圏の取り組みの強化について、ご担当の方の所感をいただければありがたいと思います。

○小野政策地域部政策推進室政策監 1点目の次期総合計画における幸福についてでございます。豊島先生お話しのように、岩手県といたしましては次期総合計画の策定に先立ちまして、昨年度から今年の9月にかけて、県立大学の吉野先生や本日の谷藤委員を含めた有識者の皆様に構成する「岩手の幸福に関する指標」研究会を立ち上げまして、集中的な議論を行っていただきました。この研究会の中で、県民の皆様一人ひとりが、幸福について考える時に、どういった領域、要素を考慮しながら、最終的にいわゆる主観的幸福感というものをお感じになっているのかといった点を中心に、主観的、或いは客観的な指標といったものを御提案いただいたところでございます。

県といたしましては、いわゆる行政計画の中に幸福を位置付けるということですので、そこは取扱いについて、十分に留意する必要があると考えております。

瞬間的な幸福でありますとか、人生観といったものについては、やはり行政ではなくて、極めて個人の領域に属するものと考えております。一方で、生活満足度といったものに近い「Well-being」といった考えにつきましては、行政もしっかりと、どういう状況にあるのか、県民の皆様がどういう意識を持っているのか、そこをしっかりと把握した上で取組を

進めていくことが重要と考えております。そういった観点からもこうした幸福に関する指標を次期総合計画の中に取り入れて、幸福といった切り口を大切にしたいと、県政の推進を図ってほしいという考え方にに基づき、幸福をテーマにしたとさせていただきます。

「資料2-1」の3の(3)のアにございます憲法第13条に基づく幸福についての定義の点につきましては、幸福が行政にとって決して離れたものではないこと、憲法の中にもこうした幸福追求権の尊重といったことは位置づけられている、或いは地方自治法の中でも、直接、幸福といったことではございませんが、住民の福祉の増進といったことがございますので、そういった切り口を大切にしたいと、県とすれば、先ほどお話しした復興における幸福追求権の保障を全県に広げていくという考え方を理念といたしまして、次の計画づくりを進めてまいりたいと考えてございます。

○豊島正幸委員 説明はよくわかるのですが、それではこれまでの総合計画、これにおいても今おっしゃったような意味合いの幸福、これはもちろん求めてきたはずだと思っています。そうすると、このたび改めて幸福をキーワードにするこの意義というのはどこにあるのだろうかと思った次第です。

○小野政策地域部政策推進室政策監 委員おっしゃるように、憲法、或いは地方自治法に根拠を求めるとすれば、それは今までも行政がやってこなければいけなかったのではないかと、おっしゃるとおりかと思っております。今の県民計画におきましても、3つの視点といったものを設定してございまして、「ゆたかさ」、「つながり」、「ひと」であります。これも言ってみれば、県民計画、県民一人ひとりに着目した計画ですので、背景にある考え方とすれば、幸福追求権とつながり、かなり似ていると思っております。

一方で、県民の皆様が幸福について考えるに当たり、先ほど要素、領域と申し上げましたけれども、研究会の中では、12の領域を設定していただいております。仕事、収入から始まりまして、自然環境、家族などですが、現行の県民計画では、そういった視点を設定するには至っておらず、「ゆたかさ」、「つながり」、「ひと」といった大きな括りでやっております。それをさらに有識者の皆さんに御研究いただいた上で、幸福、そしてそのための具体的な、さらに一歩ブレイクダウンした領域がどういうものなのかを御提案いただいておりますので、これらを使いながら次期総合計画を作っていくと考えております。

ですので、今までの計画も決して離れたものではございませんが、さらに具体化して次の政策の中に生かしていこうというのが次の総合計画の基本的な考えでございます。

○南政策地域部副部長兼政策推進室長 2点目のほうの定住自立圏構想の関係について、私のほうからお答え申し上げたいと思っております。

定住自立圏構想を初めとする自治体間の連携、いわゆる広域的な連携につきましては、これからの人口減少社会に向けての対応としては、本当に単一の市町村だけではなく、広域的な連携の中で取り組むべき非常に重要な課題だと認識をいたしております。

そうした観点から、国の制度におきまして、今委員のほうからご指摘ありました定住自立圏構想、あるいは新しいものでいきますと連携中枢都市圏構想などもございます。これらにつきましては、県内でも幾つかの広域的な市町村の連携を図りながら、その構想を認定してもらい、そして財政的な支援を受けるという形で広域連携が進んでいるわけですが、いかんせんこれはそれぞれ認定されるための要件がございますので、該当する市町村、しない市町村というのは出てまいります。したがって、該当しない市町村の広域連

携を県として今後どういうふうにしてサポートしていくのかという観点から、今年度新たな事業といたしまして、これまでの市町村の地域活性化に資する事業に対して県が補助金を出す地域経営推進費というのがございましたが、その中に新たに広域連携事業というのを設けまして、定住自立圏構想、そして連携中枢都市圏構想の要件を満たさない市町村が広域連携で事業を進める場合にあっては、一事業に対して1,500万円を上限とした補助金を今年度から用意させていただいたところであります。したがって、市町村とすれば当然国の制度にのっかる部分については国の制度を活用し、またそれにのっからない部分については県が用意した単独の補助制度の中でこれからの広域連携というものを考えていってほしいと考えております。

○豊島正幸委員 ありがとうございます。

○齋藤徳美委員長 以前の新県総ということも出たので、私も2つ前の増田知事の夢県土いわて、夢県土というキャッチコピーがいいかどうかはいろいろあったのですが、その委員長をさせてもらって、随分これは県民の多くの方にご意見をいただいてつくってきた記憶があります。

出してきたキーワードは、自立、参画、創造という、新たに住民の方にみずから地域についての意識を持って、ただそのためには自分もどう生きるかということ認識してもらおうという、そういうステップで新しい県土の創造というふうなタイトルはつくったのですが、震災が起きるずっと前ですけれども、岩手結いづくりという、人のつながりといったものが地域の一番大事なポイントだという、これはこれで意味があったと思います。根底にあったのは、やっぱり人がどうこの地域で心豊かに、幸せに生きていく、そういうものをどう生み出すかと。地域づくりのキーワードといったものを当時私は、食足りて健康で心豊かなという、そういうふうなキーワードで随分話をした記憶がありますけれども、欲を言ったら切りがありません、こういうことなんて。100万円あったら1,000万円欲しいと、幾ら言っても幸福になりませんけれども、でも最低人としてどういうものかといえば、やはり基本的なキーワードは出てくるのだと思います。多分今回具体的に幸福といったときに、県民の方々はどうなふうな要素がそれなりに自分のところに来た場合に感ずるかという、そういう分析のもとで、例えば健康というならば、では県民の健康を守るためにどういう施策が要るのかと、あるいは仕事と言えどどうやってその仕事を持っていくかというふうに、幸福というキーワードから一つの施策といったものがそこに結びついてくるかなど。これはみんなで考えて、そうだよという共通の基盤が得られれば、確かに進めていく一つの大きな指針、より具体的な幸福といったものを追求していくのに役立つかなというふうな気がして、私はぜひそれを進めてみていただければありがたいなというふうな気持ちはあります。決して今までの新県総が幸福というキーワード、それを具体的に出していなくても、やっぱり県民がみんな安らかに暮らすということは、幸福とは何ぞやというところの意識はあったなというふうに私も思っております。

平山委員さん、どうぞ。

○平山健一委員 幸福の議論は、総合計画の委員会にお任せすることにして、やはり復興委員会がなくなると、総合計画審議会に移行すると。この会も多分ある時間が来ればなくなるとは思いますが、やはり被災者、被災地にとってみれば、非常に不安なところがあると思います。まだ事業は継続しているところもありますし、目的としたところまで行ってい

ないところもありますので。ですから、そこのつなぎを本当に慎重にしっかりとやる必要があるのではないかなど。多分この専門委員会から総合計画のほうに何か文書を答申することになるのですか。というか、我々の意見というのはどんなふうに反映されるのか、そこがちょっとわからなかったのですが、来年度中に総合計画まとめるのに、3月に1回我々やって、それでその文書を向こうに説明して、果たして十分伝わるものかなということもちょっと心配なところが……。ですから、本当に確実に、強く反映されるような仕組みを考えなければいけないと思うのです。ですから、そのあたりどういうふうにつくっていくのか。一番近くでやれば、文言だけでなく人が入り込むとか、逆に組織をつくり込むとか、そういうふうな提案も復興委員会のほうから総合計画審議会のほうに申し入れるというようなこともあり得るのかもしれない。そのあたりの議論をもう少し緻密にやるべきかなというふうに思います。それが本当に被災者にとって一番の安心といえますか、県の取り組みの熱心なところを示す方法になるのではないかと思うので、そのあたりをぜひご検討お願いしたいなということが1つでございます。

それと、先ほどの広域事業のお話、非常におもしろく、ああいうあり方あるのかなと思っていました。ああいうこと、今回の三陸創造プロジェクト、先ほどDMOのお話しいたしましたけれども、今取り組んでいるところは地域と三陸と東京圏とか、三陸と外国というやつを一生懸命やっているのですが、なかなか内部の広域連携、すなわち三陸ブランドをどういうふうにしたら発信できるかとか、市町村と連携をどうしたら、そのあたりは余り取り組んでいないような感じが、そこが弱いので、ああいう取り組み方は非常にいいなと思っていました。

実は、国際交流協会でも高田と大船渡と住田に、気仙ですが、3市町で事業を出した場合は、補助率を100%にしているのです。1カ所ですと、半分は自前で出さないと、そういうような進め方というのはあるのではないかと思って、そのあたり工夫してほしいな。このことは、先ほどの人口の問題と同時に、広域連携というのは我々多くの委員が本当に何度も何度も言ってきた点なので、これはぜひ親委員会の総合計画のほうに伝えていただいて、強力に進めていただきたいなと思っています。

以上です。

○齋藤徳美委員長 余計な幸福のほうに、つい私も話盛ってしまいましたが、本当にぶっちゃけた話ですけれども、地域の人からすると、例えば何かの委員会なり組織があるということは、少なくともその事業を忘れていないという大きな支えになるのです、本当に。だから、多分復興局そのものが8年たってどうするか、これは県の中でも議論が多分されて、それなりの体制をつくるのだと思います。ただ、復興計画というものが8年間で一応終わりとなれば、それまでやってきた組織なりなんなりも、一応どこかの知事ではないけれども、リセットされるということは、つまりリセットして全部なくなるということではなく、リセットしてどういう体制を次持っていくかということを考える一つのきっかけの場になるのだと思います。

ですから、新県総の中に復興という一つの大きなファクターがあるとしても、組織的に何もなくなってしまうと、これは通常の新しい県の計画というふうなところの位置づけが重くなると。ですから、これは個人的な思いで言えば、局でなくても何か復興を担当する、総括して担当する部署というのが必要なのだろうし、今までみたいに復興委員会という偉

い先生の集まる親委員会の下に総合企画、津波防災、女性参画というような専門委員会がある形態でなくても、何か復興について広く意見を出していくような形のものみたいなものは、やっぱり必要かなというふうなことを私も思ったりはしています。ただ、これからの県の方針でもありますし、みんなで考えてどうすれば地域の人たちが安心して、ちゃんとまだやってくれているのだなという、そういうものにつながるかなという、そういうふうな思いがいたします。

ちょっとそんなことを思っているのは、私もう20年も県境の不法投棄の現場、原状回復対策、いろんな名前つけるから、原状回復対策の委員会やっています。でも、そこに住民の人が入って、自治体も入っているのですが、とにかく見ていてくれれば安心だと。完全に除去なんていうのは、ゼロまでは無理だけれども、とにかく引き続いて見て、いろんな意見を言ってくれている限りにおいては、この地域の問題というのを県も忘れていないし、みんな考えてくれるという一つの大きな礎だということ強く言われて、多分20年間もやっていますけれども、下手すると現役で殉職するのではないかという、真面目に思ったりしていますが、そういう声もやっぱり非常に大きいのだなということを率直に感じております。これは個人的な意見であります。すみません。

広田先生、どうぞ。

○広田純一委員 それでは、最初に第1点なのですが、前半のご報告で、ハード業はもう完了に向かっているということで、そのこと自身は大変いいことなのですが、ハード事業の完了イコール復興の完了ではないという認識を改めて持っていただきたいなと思います。と申しますのは、人口の減少、特に社会減はどんどん進んできているわけですし、それからなりわいの再建はまだまだです。ですから、県や市町村がいろんな取り組みやられて、その取り組みをやったという実績は出ていますけれども、取り組みは方法ですから、人口の維持であるとか、なりわいの再生のところに結びつかないと本来はまずいわけで、その部分はまだ達成できていないというところの認識を持つことが私は非常に重要だと思っています。それが第1点です。

第2点が、そうはいつでも、私は復興政策から早く一般施策に戻るべきだと思っています。これ阪神・淡路の教訓だったのですけれども、特に災害公営住宅等の被災者支援は結局今でもまだやっているわけです。御用聞き的な個別支援をちょっとやり過ぎた結果、今でも支援員さんとの関係が切れないというような状況になってしまっていて、阪神・淡路の方がしきりと言うのは、コミュニティー支援、地域支援をして、地域の中で被災者を守っていくという、その仕組みをつくらなかったというところを非常に大きな教訓としているわけです。ということもあって、いつまでも復興を特別視してやるのは非常にまずいと思っています。やっぱり切りかえられるところから一般施策の中で被災地、被災者の支援をしていくべきだろうと、これが第2点です。

それから、第3点が、現在被災地は本当に課題山積で、文字どおりの課題先進地だと思うのです。でも、これはすごくチャンスなわけで、課題解決の先進地に化ける可能性があって、実際そういう萌芽的な課題解決の先進的事例が若い人中心にいろんな活動が生まれてきていて、視察に他地域から行くような場面も出てきているので、ぜひ震災復興から地域創生へのまさに課題解決先進地として三陸沿岸を位置づけて、前向きないろんな取り組みをやっぱり支援していくという、そういうような施策が必要かなというふうな思

っています。十分に課題解決先進地になれるのではないかとこのように思っています。それが3番目です。

最後に、これ質問も兼ねてなのですけれども、復興博覧会というのが何かいろいろマスコミでも言うようになって、最初から復興博覧会10年目にやったらどうかと、ずっとこの場で提案してきたのですけれども、それとはまたちょっと違う形かなと、10年目ではないですものね。ラグビーワールドカップとあわせてのようなのですけれども、私はもしこういうのをやるのであれば、それなりの進め方があってしかるべきだと、ちょっと個人的な意見も持っているのですけれども、それからさっき言った課題解決の先進事例を紹介するいい機会だと実は思っているのです。現時点でこの復興博覧会なるものがどういう体制で、どういう内容で考えていらっしゃるかというのをちょっと教えていただければなど。最後は質問です。

以上です。

○齋藤徳美委員長 多分膨大な説明の資料があると思いますが、簡単に。どなたかおられますか。

○南政策地域部副部長兼政策推進室長 それでは、最後の三陸防災復興博（仮称）の関係についてお答え申し上げたいと思います。

先週金曜日、11月10日でありますけれども、三陸防災復興博（仮称）の準備委員会が設立されたところでございます。この三陸防災復興博（仮称）は、ちょうど2019年、すなわち平成31年の年が三陸鉄道による久慈、盛間の一貫経営でありますとか、震災津波伝承施設の開館、そしてまたラグビーワールドカップ2019TMの釜石開催などが予定されている年度でありまして、三陸地域が国内外から大きな注目を集める絶好の機会となる年度であります。したがって、その機会を好機と捉えまして、三陸地域全体を会場とし、復興の先を見据えた三陸地域の総合振興という観点から、この三陸防災復興博（仮称）を開催するものであります。

現在のところ、準備委員会については知事を会長とし、沿岸の市町村長、そして市町村議会の議長、経済団体、観光団体、交通運輸関係団体等々で構成をされました準備委員会を立ち上げたところです。先日の準備委員会の中で了承いただいた基本構想を基に、これから半年間かけて準備委員会の中で、年度末までの間に基本計画を検討していくという運びになります。そして、3月に準備委員会から実行委員会のほうに移行していくというふうな中身でございます。

現在のところ、その基本構想の中で本当にまだ大まかな内容でしかイベントの内容等は定まっておりませんが、基本的には大きく分けて2パターンございまして、現在県あるいは市町村が行っている従来のイベントに冠をつけるといいますか、そういった既存のイベントを活用したイベント、それともう一つは企画イベントということで、新たなイベントを企画して、その両面から行うというものであります。しかも、会場については1カ所で行うものではなくて、沿岸被災地それぞれのポイントポイント、場合によっては三陸鉄道の駅舎を活用しながらイベントを開催するなど、さまざまな方法を検討しながら、準備を進めています。

なお、名称につきましては、議会側からも被災地の方々の感情というものを考えたときに、復興博覧会といったイメージは余り適切ではないのではないかとこのこともございま

して、現在のところは仮称でございますので、年度内には正式な名称決定を行いたいという方向で進めております。

○**広田純一委員** ささまざまな住民とか団体とか、その参加は、どういう形で参加の場を設けるのでしょうか。行政主導でやっても全然おもしろくないと思うので、そこが非常に私は重要だと思うのです。

○**南政策地域部副部長兼政策推進室長** おっしゃるとおりだと思います。やっぱり産学官、そしてまた県民の方々も含めて、いろんな形で参画を促していくという方向で今検討しております。また、沿岸被災地だけではなくて、内陸から沿岸に対していろいろと支援の手といいますか、協力体制もとって行く予定で、幅広い形で全県を挙げた復興博といったような形にしていきたいということで検討を進めているものでございます。

○**広田純一委員** その具体的な参加を促す方法みたいなものは、やっぱりちょっと、余り時間がないのです、実は。時間がないので、やっぱり県民運動としてうまく盛り上げてほしいなという気がします。

○**南政策地域部副部長兼政策推進室長** ただいまの意見も踏まえながら、十分基本計画の中に反映できるように検討してまいります。

○**齋藤徳美委員長** それでは、南先生、お願いします。

○**南正昭委員** 計画として見たときに、復興プランをこの総合計画の中に位置づけるときに、この4年間というアクションプランですけれども、これについてもどういうスパンでPDCAを回すのか、総合計画と同じリズムで回していくのか。復興に関してはこの委員会もあって、これまではより頻繁に計画を立てたり、チェックしたりということをして、いろんな意見を出すと思うのですが、そういうものを、総合計画というのは最上位計画ですけれども、雲の上の計画になりかねなくて、PDCAが非常に長きにわたると、復興との歩みの速度がちょっと違ってくると困るなということで、そのあたり工夫してほしいなということです。復興計画については、比較的スパンを短く見直したり、意見聴取したりする場があったらいいのではないかとというのが1点です。

今後岩手が大きく変化するというか、チャレンジしていかなければならないことが内陸、今お話出た県内の市町村とのつながりを密に持っていくということと、もう一つやっぱり開いていくということ、開かれざるを得ないという、三陸沿岸道をもとにした仙台へ2時間切るだろうということ。そしていい意味で、いい意味へ持っていかなければならないですから、八戸等、青森へのアクセス、そしてフェリーも室蘭に通じると。そして、今インバウンドで国際化も叫ばれていますし、海外留学生もいっぱい入ってくると。そういう開いていく方向と、逆に言えば閉じていく方向と、それが今からとても大事になっていくのだろうと。そこを、今ちょっと私も初めてお伺いしたので、そういう連携に関するいろんな制度だったり構想というものが今整いつつあって、そこを開いていくこととの間で、ちょっと不安なところはあるのです。ストロー効果みたいなことがよく言われたりするのだけれども、そこをうまくプラスに、地域にとってプラスに持っていくかということをしてひ考えていかなければならないということが重要な柱としてあるのではないかとということが1つです。

もう一つは、いわゆる幸福感ですけれども、これをどう生かすか。先ほどから議論出ているのですけれども、これ吐露すると、やはり皆さん同じ幸福感に向かうような、皆さん

で県民幸福感みたいなものをつくり出すようなお話になると、これは非常に難しいと。主観的に幸福感という言葉をあらわすように、個々人にとって違いますから、そこが政策としての使いどころというか、その人その人、ある産業に、漁業従事者と、ひとり暮らしの老人と、子供を育てている世帯とでは、それぞれ主観的幸福感は異なるので、そこを聞き出して、それぞれの多様性なり、その人の立場に応じた政策展開をきめ細やかに図っていくことができなければ、生かせていくのではないかなと思いますので、そういう方向も考えてほしいなというのが3点目です。

以上です。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。

それでは、若林委員さん、お願いします。

○若林治男委員 まず、三陸防災復興博の話で、大変いい取り組みだと思うのですけれども、今全体的なデザインを、例えば復興祈念公園だとかというのが実は各市町村でも出てくるのです。その連携をどうするのだとか、そういうトータルデザインがまだ全然できていないので、その辺のところを意識しながら復興博のお膳立てをしていくというところの視点が必要かなというふうの一つ思いますし、残念なのは準備委員会に内陸の市町村入っていないというのがちょっと残念だなと思っています。この機会だから、先ほど内陸の市町村からの支援も考えるという話なのだけでも、機運としてやっと何とかなってきたぞと、ここで岩手県全体挙げて、やっぱりこういうふうにやっていこうなという意識になってくれればありがたいなというふうに実は思います。というのは何でかということ、実は沿岸から若い就職、県内就職は大体内陸に来ます。こちらにとどまって、こちらの産業を形成しているという部分もあるので、だから何かそういう点からすると、内陸の市町村さんは若干沿岸のことを意識していただければありがたいなと思っていますので、そこをちょっと強く取り組んでいただければなというふうに思います。

あと、復興の部分、最後どうするかというところの部分で総合計画のある部門で継承していく部分は、当然必要な部分があると思うのですけれども、やっぱり次期総合計画のもっと大きなところで、復興はもうここだと、この部分だと。もっと大きなところで三陸全体どうするのだという視点が次期総合計画の中に、やっぱり未来を見据えたときにどうしていくのという、さて三陸10年後、20年後はどうなるのだという視点をみんなで考えていく必要があるのかなとちょっと思います。このままだと、本当に高齢者が多い、なかなか自分たちでも立ち行かない地域になっていくことが、何もしないとそうなるなど、危機感をちょっと持っております。

それから、次期総合計画の中に県民の意見をいろいろ聞いていきたいと思いますという部分があって、それは大賛成なのですが、せっかくであれば岩手県の総合計画に高校生とか大学生を参画させていきたいなど。高校生は、実はわかっていないのです。結構自分の周りのことを。自分たちの未来をみずから描いていくということ、復興を糧にしながら、復興教育なわけです。これをずっと引っ張っていくというのが一番いい復興の取り組みのような気がしてしょうがないので、そこをぜひお願いしたいなとちょっと思っております。

以上です。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。

委員会として、こうせよと、こうだという部分ではありませんが、個別にいろんな貴重

な提言もあったと思いますし、それに政策地域部でこうしますという話ではなく、感想みたいなものでもあれば、ひとつお願いします。

○南政策地域部副部長兼政策推進室長 まず、三陸防災復興博（仮称）につきましては、これから市町村においてもさまざまな施設等ができてまいりますので、基本的に今の考えとすれば、既存施設を観光情報発信拠点に位置づけるなど、その地域資源を生かして、広範な地域で会場を分散して行うオープンエリア型ということを想定しておりますので、これから新たにできていく市町村の施設等も十分活用する、そういったトータルデザインについては十分配慮してまいりたいと考えております。

あと、内陸市町村を委員会の構成メンバーにという話でございますが、今のお話を踏まえて、最終的に年度末、3月には準備委員会から実行委員会に格上げをしておりますので、その段階で内陸市町村を構成メンバーに入れることを前提に検討してまいりたいというふうに考えております。

次期総合計画の関係につきまして、様々御意見をいただきました。いただいた御意見を十分に踏まえながら、計画の中に反映できるように努めてまいりたいと思っております。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。

あとは、これはもしできれば、こういう専門委員会ということではなく、例えば先の復興の体制どうしようみたいなこと、ごく少数の県の幹部と、あるいは委員全員でなくても、これは一つ県のそれなりの考え方がある程度、何か報告が出るような場合でいいのだと思いますけれども、意見交換するような場もあったらいいのかなと個人的には思います。公的な縛りなしのところでの意見交換みたいなものを、復興局あるいは政策地域部で検討いただければと思います。

○小野政策地域部政策推進室政策監 総合計画のアクションプラン、「政策編」につきましては、政策評価システムに基づきましてP D C Aサイクルを回してございます。現行の復興実施計画につきましては、当委員会等においても御議論いただきまして、復興レポートのような形で毎年まとめている形になっていると思います。どのような形で「復興プラン」部分について今後P D C Aを回していくかということについては、現在の県の政策評価システムと必ずしも同じではなくて、もう少し検討していく必要もあるのかなと思っておりますので、当部と復興局において検討いたしまして、どのような形でP D C Aを回していくのか、また、第三者、有識者の皆様からの御意見を伺う機会も、必要ではないかと、個人的に思っているところもございますので、当委員会にも御相談申し上げながら、しっかりと検討してまいりたいと思います。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。

ここで結論的なことを決めるということではないと思いますので、ご議論いただいてということでまとめさせていただきたいと思っております。

（3）現地調査報告

○齋藤徳美委員長 3番目、現地調査報告、ご記憶を呼び戻して、説明をしていただいて、何かご意見があれば承りたいと思います。

○熊谷復興推進課総括課長 資料3をごらんいただきたいと思っております。本年7月に実施し

ました現地調査の概要について、簡単にご説明したいと思います。

7月に実施した現地調査ですが、陸前高田市で実施しました。当日は、齋藤委員長を初め6名の委員に参加いただきました。

市役所では、復興まちづくりにつきまして、戸羽市長を初め市の幹部の皆さんと意見交換を行い、その後高田地区の防潮堤を視察いただきました。

その後、県営栃ヶ沢災害公営住宅、アバッセたかたにおいて、それぞれ新たなコミュニティの形成、なりわいの再生について意見交換を行ったところでございます。

2ページをごらんください。陸前高田市の復興まちづくりにつきましては、市のほうから交流人口とノーマライゼーションという2つの柱で産業、まちづくりを行うことを考えている旨の説明がありました。このうち、交流人口につきましては、防災・減災を体験できる観光、あるいは国際的な防災・減災を考える場を提供していくというコンセプトのもとに取り組んでいくとのことでした。

これに対しまして、委員の皆さんからは、広域の三陸ブランドの創造などの連携交流が今後のテーマになるなどの発言があったところでございます。

次に、新たなコミュニティの形成については、県営栃ヶ沢アパート、自治会役員の皆さんと意見交換をしましたが、自治会運営上の課題、あるいは個人情報の取り扱い等についてご意見があったところでございます。

次に、なりわいの再生の関係は、陸前高田商工会の皆さんから、復興祈念公園との連携、交流人口の増加、高台にある住宅地に暮らす高齢者の足の確保など、さまざまな課題が挙げられる一方、アバッセたかたの開業によりまして周りの雰囲気、空気が変わったと、実際に形が見えてくることによって事業を継続しようという意欲も生まれてくるのご意見もありました。

これに対して、委員の皆さんからは、復興祈念公園等から市街地に人の流れを生み出せるようなまちづくりのあり方や、継続的な防災・減災の拠点としての地域づくりについてご意見があったところでございます。

その他、詳細は資料のとおりでございます。

○齋藤徳美委員長 何か特にご意見があれば承りますが、よろしいですか。

それでは、議事の方はこれで終わらせていただいて、マイクを事務局のほうにお返ししたいと思います。

3 その他

○酒井復興推進課推進協働担当課長 本日は、ご議論ありがとうございました。

本日の委員会の概要につきましては、来週11月20日に開催する復興委員会においてご報告をさせていただくこととしております。

4 閉会

○酒井復興推進課推進協働担当課長 それでは、以上をもちまして第20回総合企画専門委員会は閉会といたします。本日は本当にありがとうございました。